

衆議院厚生労働委員会ニュース

【第198回国会】令和元年5月17日（金）、第18回の委員会が開かれました。

- 1 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案（内閣提出第55号）
児童虐待を防止し、児童の権利利益の擁護を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案（岡本充功君外10名提出、衆法第7号）
 - ・根本厚生労働大臣、大口厚生労働副大臣、門山法務大臣政務官、中村文部科学大臣政務官、上野厚生労働大臣政務官及び政府参考人並びに提出者阿部知子君（立憲）、初鹿明博君（立憲）、池田真紀君（立憲）及び岡本充功君（国民）に対し質疑を行いました。
 - ・参考人から意見を聴取することに協議決定しました。
（質疑者）山田美樹君（自民）、船橋利実君（自民）、鰐淵洋子君（公明）、阿部知子君（立憲）、池田真紀君（立憲）、初鹿明博君（立憲）、大河原雅子君（立憲）、白石洋一君（国民）、山井和則君（国民）、岡本充功君（国民）、高橋千鶴子君（共産）、藤田文武君（維新）、柿沢未途君（社保）

（質疑者及び主な質疑事項）

山田美樹君（自民）

- （1） 中核市及び特別区における児童相談所の設置関係
 - ア 児童相談所設置による既存の子ども家庭支援サービスとの相乗効果についての厚生労働大臣の見解
 - イ 地方自治体の特色を生かした創意工夫及び先進的な取組に対する国の支援の在り方
 - ウ 各児童相談所の経験を共有する場の充実に向けた国の支援の内容
- （2） 健康診断を通じて児童虐待の疑いを発見しやすい立場にある歯科医師との連携強化に向けた方策
- （3） 東京都渋谷区の児童養護施設の施設長が元入所者に殺害された事件についての厚生労働省の受止め及び対応策
- （4） 児童相談所の職員関係
 - ア 職員の専門性向上のための今後の取組内容
 - イ 児童福祉司等の職責の重要性と負担に見合った処遇改善の必要性

船橋利実君（自民）

- （1） 今回の改正を通じて児童虐待をなくすことの厚生労働大臣の決意
- （2） 児童福祉審議会における児童の意見聴取の際の児童の状況・環境等への配慮規定を設けることによる改善点
- （3） 民法上の懲戒権に関する今後の検討の進め方及び見直しまでの間の取扱い
- （4） 社会的養育ビジョンで示された児童養護施設の地域分散化・小規模化に向けた現状把握と課題解決の必要性
- （5） 児童相談所から児童養護施設への情報提供が不十分な状況に対する改善策
- （6） ソーシャルワーク及びソーシャルワーカーの重要性並びに指導担当児童福祉司（スーパーバイザー）の質の向上策
- （7） 児童虐待事案に対する早期の段階からの保護者支援に重点を置いた取組に転換する必要性
- （8） 内閣提出法律案に盛り込まれている児童相談所に対する第三者評価の具体的な実施方法

鰐淵洋子君（公明）

- (1) 児童虐待防止対策の一層の推進に向けた厚生労働大臣の決意
- (2) 体罰禁止規定の実効性の確保に向けた厚生労働省の取組
- (3) 民法の懲戒権の在り方に関する検討の今後の進め方
- (4) 子育てやDVに悩む親が早い段階から危険信号を出せる環境を整備する必要性
- (5) 転居しても虐待事案に迅速に対応するための児童相談所と市町村との情報共有システムを整備する必要性
- (6) 児童虐待防止対策体制総合強化プランで掲げる児童福祉司の増員に向けた人材確保策及び養成方法
- (7) 児童虐待事案における弁護士関与の重要性及びスクールロイヤーの必要性
- (8) 千葉県野田市の事案における児童相談所、学校及び警察の連携の在り方を総括して今後の取組につなげる必要性

阿部知子君（立憲）

- (1) 社会的養護予算関係
 - ア 国際的に極めて低い対GDP比0.02%（平成26年）という水準を充実させる必要性
 - イ 低予算では市町村が機能を十分に担えないとの指摘に対する厚生労働大臣の見解
- (2) アドボケート制度（子どもの意見表明を保障する仕組み）関係
 - ア 政府の取組状況
 - イ 児童福祉審議会での意見表明に当たっては地方自治体に設置されている調査権限等のあるオンブズマン制度と連携する必要性
 - ウ アドボケート制度又はオンブズマン制度の早期導入の必要性に対する厚生労働大臣の認識
- (3) 子どもに対する性的虐待関係
 - ア 性的虐待を正確に把握するため集計方法を見直す必要性
 - イ 児童養護施設等に入所する子ども間の性的暴力等への対応に関する厚生労働省の通達は子どもを管理する視点に立っているとの指摘に対する厚生労働大臣の見解
 - ウ 性暴力被害者支援センターを早期に設置する必要性
- (4) 児童相談所の設置促進関係
 - ア 中核市における児童相談所設置が進んでいない理由
 - イ 児童相談所の設置促進に向けた厚生労働大臣の覚悟

池田真紀君（立憲）

- (1) 「養護者に対する支援」を題名に含む高齢者虐待防止法及び障害者虐待防止法と比較して児童虐待防止法に不足している視点
- (2) 児童福祉分野を担う人材の資格の在り方についての検討の進め方
- (3) 児童虐待罪の新設による児童虐待の厳罰化についての厚生労働大臣の見解

初鹿明博君（立憲）

- (1) 体罰禁止規定の創設関係
 - ア 民法に規定する懲戒権の中に体罰が含まれるとする法務省の見解と体罰禁止規定の創設は一貫性を欠くとの指摘に対する厚生労働大臣の見解
 - イ 懲戒権の範囲に体罰を含むとの解釈を変更する必要性
 - ウ 実効性の確保に向けた体罰禁止規定の具体的な周知方法
- (2) 内閣提出法律案において中核市及び特別区における児童相談所を必置としない理由
- (3) 児童相談所の運営コストに係る財政支援を地方交付税不交付団体に対しても行う必要性

- (4) 一時保護を解除する際に保護者支援プログラムの受講を義務付ける必要性
- (5) 児童虐待を行った保護者に対する支援の在り方

大河原雅子君（立憲）

- (1) 子どもの権利条約関係
 - ア 条約に基づき国が最初に講じなければならない事項
 - イ 条約の内容についての普及・啓発の状況
 - ウ 今回児童虐待防止対策の強化を行うに当たって改めて条約の普及・啓発を行う必要性
 - エ 全ての施策に子どもの権利条約の理念を取り込む必要性
- (2) 「子どもの権利擁護に新たに取り組む自治体にとって参考となるガイドラインに関する調査研究報告書」関係
 - ア 調査の背景及び趣旨
 - イ 児童福祉審議会における子どもの意見表明を施策に反映させる方策
- (3) 衆法関係
 - ア 衆法の特徴
 - イ 中核市及び特別区における児童相談所の必置化及び市町村子ども家庭総合支援拠点の必置化の趣旨
 - ウ 児童虐待の早期発見策及び児童福祉審議会における子どもの意見表明に対する提出者の見解
 - エ DV防止法の改正内容
 - オ 配偶者暴力相談支援センターと児童相談所との連携を明記する趣旨
 - カ 通報対象となるDVの形態等の拡大についての検討規定を設ける趣旨
 - キ DV被害者を発見した場合の通報先に市町村を追加する趣旨及び想定する市町村の対応策

白石洋一君（国民）

- (1) 児童虐待事案を分析して防止対策の立案につなげていく仕組みの有無
- (2) 児童虐待事案について広く深く原因分析を行う必要性
- (3) 児童虐待事案や家庭内暴力事案についてワンストップで対応できる体制を都道府県に整備する必要性
- (4) 児童虐待事案に係る代表者聴取関係
 - ア 虐待を受けた子どもの精神的な負担に配慮し聴取を1回で完了できる仕組みの内容
 - イ 代表者聴取の存在を周知徹底する必要性及び聴取を行う代表者の選任方法
- (5) 幹部を含めた児童相談所職員の人事ローテーション期間を長くする必要性
- (6) 雇用保険の適用要件と失業等給付の受給要件が異なりパートタイム労働者が失業等給付を受給できないケースについての厚生労働省の見解

山井和則君（国民）

- (1) ポスターの作成等により体罰禁止規定の周知を行う必要性
- (2) ポスターの作成等により面前DVが児童虐待に含まれることの周知を行う必要性
- (3) 児童相談所全国共通ダイヤル（189）の通話料を早急に無料化する必要性
- (4) 衆法の内容に沿って全ての児童相談所に対し児童福祉司を1名ずつ加配する必要性
- (5) 児童虐待事案への対応に係る負担を考慮し児童福祉司1人当たりの年間対応件数の上限を40件とする必要性

岡本充功君（国民）

- (1) 要保護児童対策地域協議会（要対協）関係
 - ア 児童福祉主管課、母子保健主管課及び児童相談所が参加していない要対協の有無
 - イ 教育委員会が参加していない要対協の有無
 - ウ 教育委員会の要対協への参加状況を調査し報告する必要性
 - エ 要対協の審議時間及び取り扱う案件の件数
 - オ 毎回取り上げられない継続案件が存在することの確認
 - カ 進行管理票の2～3行程度の備考欄の記述をもとに議論されていることの確認
 - キ 個別管理票の長期目標に係る記述が1行程度であることの確認
 - ク 設置方法を含む要対協の運営の在り方を見直す必要性及び学校等による情報提供方法を検討する必要性
- (2) 継続して対応することが必要な児童関係
 - ア 5月末までに面接等による確認ができない全ての児童について警察と情報共有を行う方針の有無
 - イ 面接等による確認ができない全ての児童について厚生労働省が警察と情報共有を行う必要性
 - ウ 厚生労働省の方針では警察と情報共有が行われない案件が残る可能性があることの確認
- (3) 文部科学省の「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」の内容を見直す必要性

高橋千鶴子君（共産）

- (1) 監護及び教育に必要な範囲か否かにかかわらず全ての体罰を禁止するとして内閣総理大臣の答弁の趣旨
- (2) 民法上の懲戒権の行使として認められる体罰があると解釈されるおそれ
- (3) 体罰の定義
- (4) 学校教育法における懲戒と体罰の区分
- (5) 文部科学省の通知において体罰を客観的に判断するとして理由
- (6) 学校教育法における取扱いを参考にして体罰の範囲を定めることの妥当性
- (7) 学校教育と家庭を区別して体罰の範囲を定める必要性及び厚生労働大臣の所感
- (8) 民法の懲戒権の在り方の施行後2年を目途とした検討に対する厚生労働大臣の思い
- (9) 民法の懲戒権の在り方の議論は学校教育法上の懲戒の定義に影響しないことの確認及び民法の懲戒権の規定の削除に向けた法務省の見解
- (10) 児童虐待に関する情報共有の必要性
- (11) 意見表明権の権利主体である子どもに対する教育の必要性

藤田文武君（維新）

- (1) 児童相談所の「介入」と「支援」の機能分化についての厚生労働省及び衆法提出者の見解
- (2) 児童相談所と警察における虐待情報の全件共有を全国展開すべきとの意見に対する厚生労働省及び衆法提出者の見解
- (3) 教育、福祉、医療等の専門職に虐待事案の通告義務を課すべきとの意見に対する厚生労働省の見解
- (4) 虐待を行った保護者に対する指導及び支援の強化についての厚生労働省及び衆法提出者の見解
- (5) 中核市及び特別区による児童相談所の設置関係
 - ア 今後のアプローチ方法及びスケジュールについての厚生労働省の見解
 - イ 内閣提出法律案における法施行5年後の検討規定の意味
- (6) 児童相談所への弁護士の配置について現場での運用に柔軟性を持たせる必要性
- (7) 児童虐待防止に向けた親となる次世代への教育についての文部科学省の見解

(8) SNS等を用いた相談窓口の具体的な活用方法

柿沢未途君（社保）

- (1) 子育て中の家庭を孤立させないための取組関係
 - ア 「脱・孤育て」という言葉に対する厚生労働大臣の所感
 - イ 児童虐待の未然防止に向けた取組の必要性についての厚生労働大臣の認識
 - ウ 受けられる支援の情報入手を容易にする必要性及び地域のつながりを作る必要性
- (2) 体罰によらない子育て及びしつけの手法としてカナダの学者が考案した「ポジティブ・ディシプリン」を社会に広めていく必要性
- (3) 子育て支援や児童虐待防止に関わる関係者の間で児童虐待に関する考え方を共有する必要性